

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月27日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_25805.html

執行機関名 熊本県知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第15条に規定する肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するための施策として、肝炎患者に対して助成する肝炎に係る医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	70	
番号法別表第2の項	97	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 別表第1 第6の項 肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第15条に規定する肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するための施策として、肝炎患者に対して助成する肝炎に係る医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第一条	熊本県肝炎治療特別促進事業実施要綱第1
事務の趣旨又は目的	この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	抗ウイルス治療は月額の治療費が高額になること、または、長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になることから、早期治療の促進のため、これらの抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変肝がんの予防及び肝炎ウイルスへの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		熊本県肝炎治療特別促進事業実施要綱